

市第63号議案

公会堂の指定管理者の指定

次のように公会堂の指定管理者を指定する。

平成23年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | | 指 定 の 期 間 |
|------------|--------------------|--|--|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 横浜市鶴見公会堂 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目14番9号 | テルウェル東日本株式会社 代表取締役社長 中山 進 | 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで |
| 横浜市神奈川公会堂 | 神奈川県幸ヶ谷4番地 | こらぼネットかながわ・ジャパントータルサービス共同事業体 代表者 特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ 理事長 伊 東 満 | 同 |
| 横浜市港南公会堂 | 中区山下町1番地 | 株式会社清光社 代表取締役社長 鈴木 信俊 | 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（当該期間内に横浜市港南区総合庁舎整備事業に伴い、横浜市公会堂条例施行規則第9条第3項の規定により休館する場合には、当該休館する日の前日まで） |
| 横浜市保土ヶ谷公会堂 | 保土ヶ谷区西谷町747番地の8 | 一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会 会長 橋 本 淳 | 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで |
| 横浜市旭公会堂 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目14番9号 | テルウェル東日本株式会社 代表取締役社長 中山 進 | 同 |

| | | | |
|----------|---|---|--|
| 横浜市金沢公会堂 | 同 | 同 | 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（当該期間内に横浜市金沢区総合庁舎整備事業に伴い、横浜市公会堂条例施行規則第9条第3項の規定により休館する場合には、当該休館する日の前日まで） |
|----------|---|---|--|

提 案 理 由

横浜市鶴見公会堂等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

こらぼネットかながわ・ジャパントータルサービス共同
事業体の構成員

1 神奈川県幸ヶ谷 4 番地

特定非営利活動法人こらぼネット・かながわ

理事長 伊 東 満

2 神奈川県子安通 1 丁目 132 番地の 1

ジャパントータルサービス株式会社

代表取締役社長 鈴木 武

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）